

公務員退職後、市区町村への手続が遅れ
不支給となった児童手当の支給

1. 相 談 内 容

【相談事案1】

私(期間業務職員)は、平成28年7月末に沖縄総合事務局(内閣府)を退職することとなり、同年7月28日に児童手当支給事由消滅通知書が交付された。

その際、市に児童手当の認定請求をするよう説明されたが、その時期については、「早めに」と言われただけで、請求期限の説明はなかった。

その後、同年8月17日に市に認定請求を行ったが、退職後15日を超えていたため、児童手当の受給は、同年9月分からとなり、8月の1か月分の手当が受給できなかった。

《沖縄行政評価事務所が受け付けた相談事案》

【相談事案2】

平成28年3月末に国の役所を退職する際、役所からの児童手当の支給は停止し、同年4月以降も引き続いて児童手当を受給するためには、市に、退職後15日以内に認定請求する必要があることについて、役所から説明がなかった。

その後、児童手当の支給がなかったことで、初めて市への認定請求が必要と分かり、直ちに請求したが、7か月分の手当が受給できなかった。

《中国四国管区行政評価局が受け付けた相談事案》

※ 上記2事案は、平成28年度に当該局所の行政苦情救済推進会議に付議され、既に、国の出先機関、自治体にあっせん、参考連絡済みである。

このほかにも、27年度以降に同様の相談が全国の局所（北海道管区局、神奈川事務所、群馬事務所、徳島事務所、中四国管区局、鳥取事務所、九州管区局）で7件みられる。

公立病院（地方公務員）を退職した際に、市への児童手当の認定請求が必要である旨の説明がなく、児童手当支給事由消滅通知書も交付されなかった。

このため、42か月分の手当（約40万円）が受給できなかった。

県職員である夫が死亡したが、児童手当支給事由消滅通知書が届いたのは約2か月後で、その間、児童手当の受給手続きに係る教示もなかった。

このため、3か月分の手当が受給できなかった。

県立病院を退職した際に、市への児童手当の認定請求が必要である旨の説明がなかった。

このため、22か月分の手当（約40万円）が受給できなかった。

国の役所を退職した際に、市への児童手当の認定請求が必要である旨の説明がなく、児童手当支給事由消滅通知書も交付されなかった。

このため、1か月分の手当が受給できなかった。

国の役所を退職した際に、児童手当支給事由消滅通知書が交付されたが、市町村への児童手当の認定請求が必要である旨の説明がなかった

このため、4年半分の手当が受給できなかった。

教員を中途退職した際に、市町村への児童手当の認定請求が必要である旨の説明がなかった。

このため、8か月分の手当が受給できなかった。

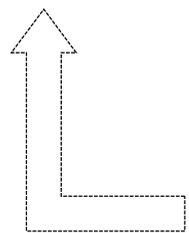
出向先の国の役所を退職した際に、同省から、市への児童手当の認定請求が必要である旨の説明がなかった。

このため、3か月分の手当が受給できなかった。

2. 児童手当制度

根拠法	児童手当法（昭和46年法律第73号）	所管	内閣府（平成26年度までは厚生労働省）
目的	児童を扶養している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する。	支給対象	<u>中学校修了までの国内に住所を有する児童</u> （15歳到達後の最初の年度末まで）
受給資格者	<u>児童を監護し、かつ、生計を同じくする父又は母等（国内在住）</u> など	支給月	<u>2月、6月、10月</u> （各前月までの <u>4か月分をまとめて支給</u> ）

支給月額	【0～3歳未満】 15,000円 【3歳から小学校修了まで】 第1子、第2子:10,000円 第3子以降:15,000円 【中学生】 10,000円 【所得制限を超過（特例給付）】 5,000円
------	--



《費用負担者（財源）》 国、自治体（都道府県、市区町村）、事業主拠出金

《平成29年度給付額（予算）》 2兆1,985億円

（国1兆2,175億円、地方6,087億円、事業主1,832億円、公務員分1,891億円）

認定者
支給者

【国家公務員】 受給資格者が所属する省庁の長 等

【地方公務員】 受給資格者が所属する自治体の長 等

法定受託事務

【公務員以外】 受給資格者の住所地の市区町村長

児童手当法第7条、第8条、第17条

（公務員には、常勤職員だけでなく、一定の要件を満たした常勤でない職員を含む。）

（公務員以外には、被用者、非被用者を含む。）

[公務員への児童手当の認定・支給を市区町村ではなく、所属庁が行う理由]

児童手当の創設当時（昭和46年）から、公務員は、失業保険や年金保険などの各種社会保障制度が別建てとなっていたため、児童手当も別建てにすることが実務上、便宜的であるという判断の下、「公務員」と「被用者・非被用者」が区別された。

また、①児童手当の財源は、国、自治体（都道府県、市区町村）、事業主拠出金で構成されており、仮に、各省庁及び自治体が一般事業主と同様に拠出金を拠出することとした場合、徴収事務や資金の流れが複雑になること、②公務員の児童手当の認定・支給事務を各省庁の長が行うこととしたことから、財源についても各省庁が負担することとなった。

支給
手続

《支給開始》

児童手当の受給には認定請求が必要

請求
方法

受給資格者が認定者に対し、児童手当・特例給付認定請求書を提出

開始
時期

認定請求日の属する月の翌月

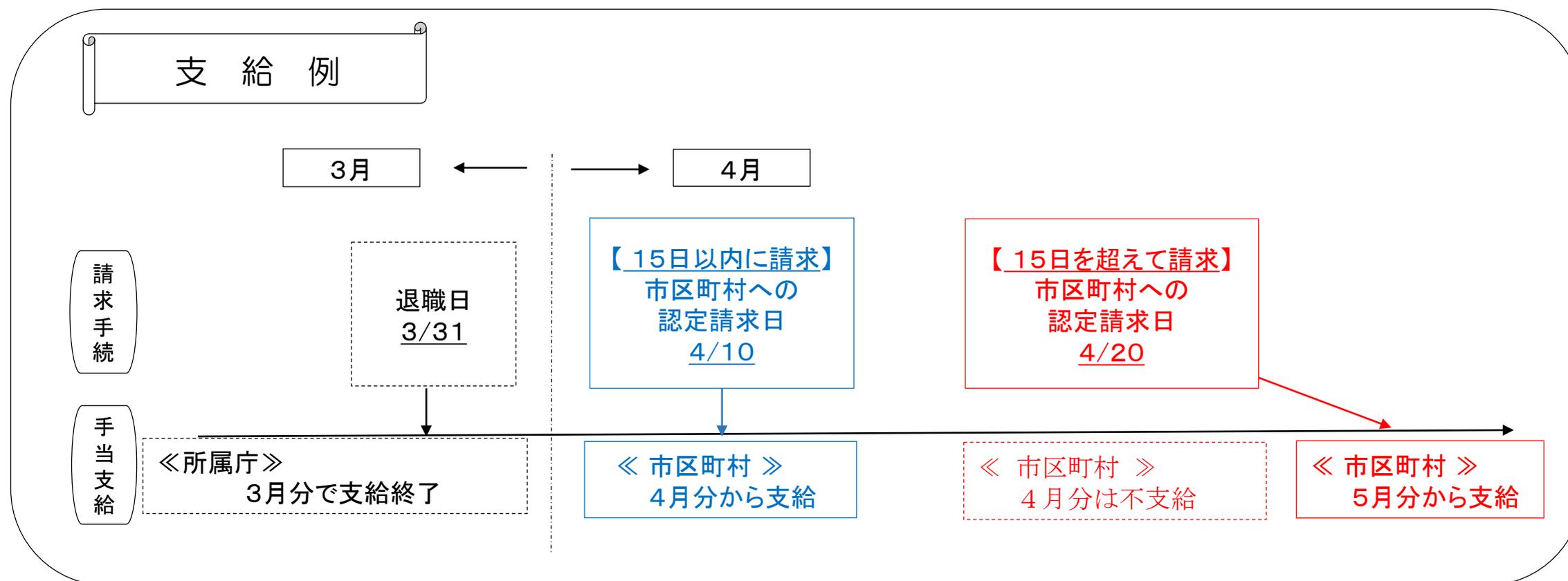
児童手当法第7条、第8条

児童手当法施行規則第1条の4

《認定者変更時等における支給開始時期の特例》

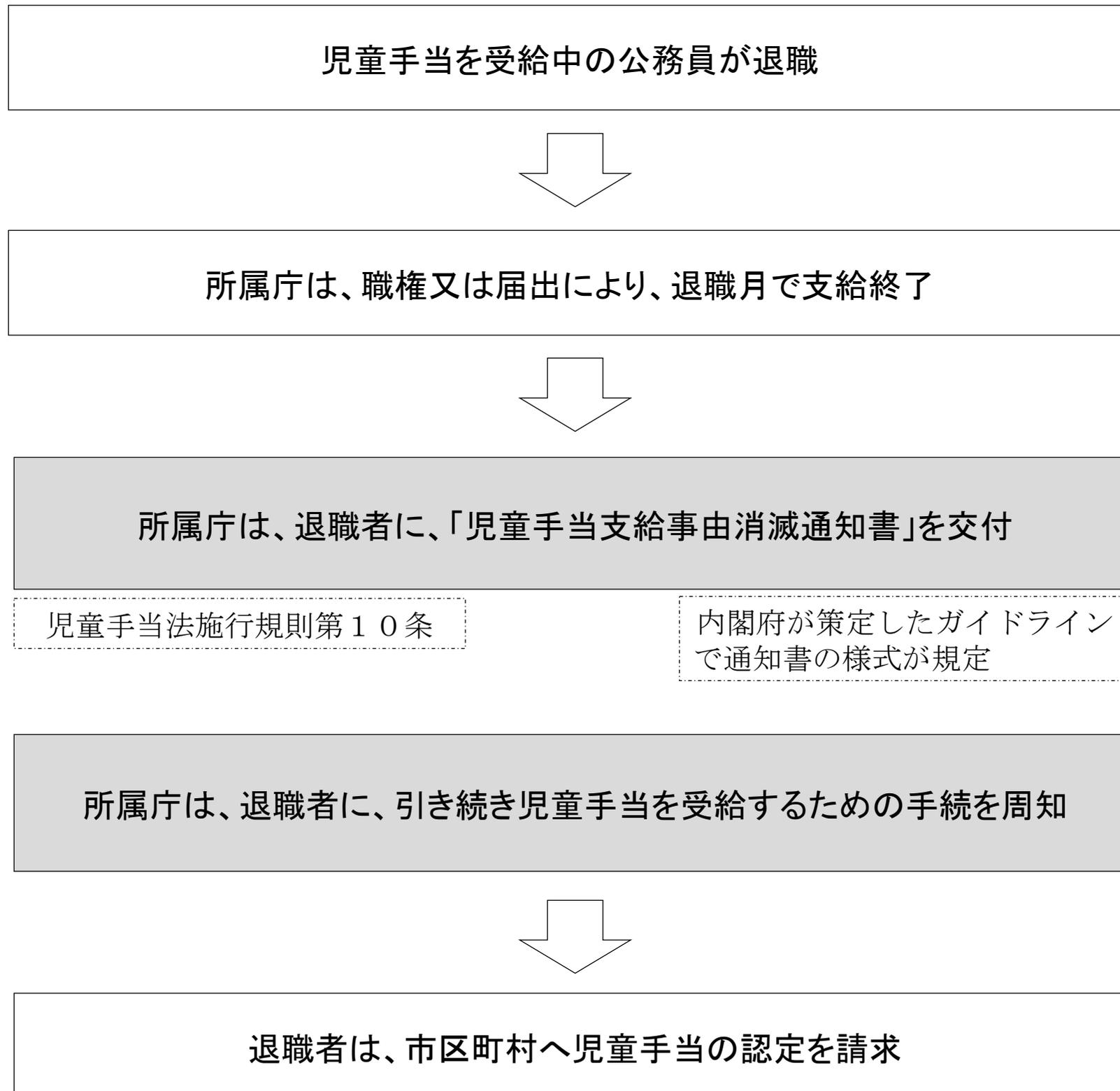
児童手当法第8条第3項、第17条第3項

15日特例



(注) このほか、「災害その他やむを得ない理由」で認定請求できなかった場合には、やむを得ない理由がやんだ後15日以内に請求すれば、請求できなかった日の属する月の翌月から支給される。

3. 公務員が退職した際の児童手当関係手順のフロー



4. 当省の調査結果

(1) 内閣府における取組状況

◀ 所属庁に対する周知 ▶

内閣府は、毎年度末に、所属庁(各省庁及び自治体)に対し、公務員退職者への児童手当請求手続の周知を徹底するよう事務連絡文書で注意喚起

[平成29年9月から]

事務連絡文書を3月上旬頃と9月上旬頃に発出するように変更

平成29年9月8日付けの事務連絡文書には、公務員退職者に配布する文書例(退職後15日以内に市区町村への認定請求が必要であることが記載)が添付

平成29年9月8日付けの内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室による事務連絡
「児童手当の申請に係る周知について」
(抜粋)

公務員が退職等により、被用者・非被用者となる場合は、申請先が住所地の市区町村となりますが、住所地の市区町村において、当該職員に対して申請や届出に係る周知を行う機会がないケースが考えられ、申請漏れ等が発生する恐れがあります。

つきましては、児童手当受給者が公務員から被用者・非被用者へと異動する場合は、異動前の所属庁において、異動日(退職日)の翌日から起算して15日以内に住所地の市区町村への申請が必要となる旨受給者に対して確実に周知いただきますよう、改めてお願いいたします。

また、受給者本人への周知漏れを防ぐための参考として、今般、別添のとおり退職等される受給者へお渡しする文書例を作成しましたので、適宜ご活用ください。

今回から
記載

◀ 事務処理のためのガイドラインの策定 ▶

児童手当の支給等に関して市区町村が処理すべき事務の取扱いを示した「児童手当市町村事務処理ガイドライン」を策定(所属庁が支給する場合にも準用)

(2) 公務員退職時の児童手当関係手続の周知状況等

【調査内容】 省庁や自治体における、所属職員が退職する際の児童手当関係手続の周知状況等
本件と同様の事例の発生状況等

【調査対象】: 内閣府、東北、関東、中国、九州地方に所在する国の14機関、自治体14機関(4県、10市)

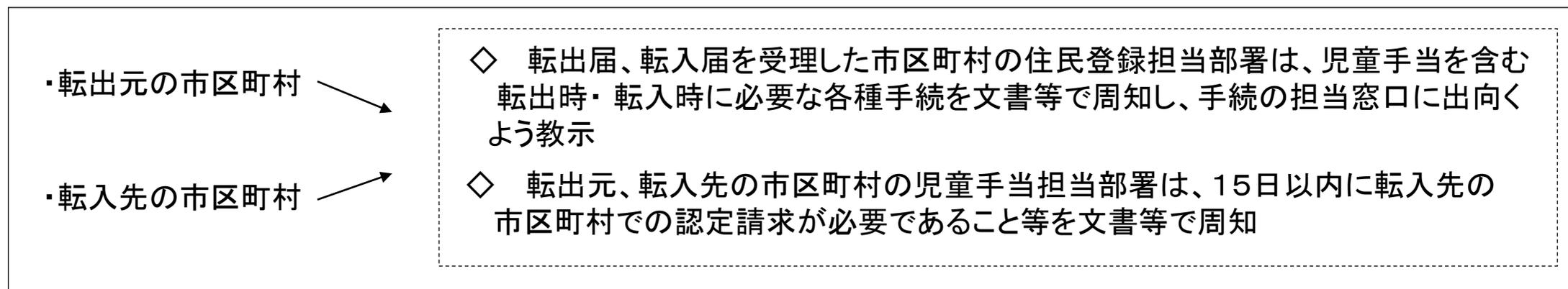
↳ 各機関の一部の部署を抽出

○ 公務員退職時の消滅通知書の交付や手続の周知が不十分な事例

法令で定められた手続が未実施

区分	事例の内容	機関数
消滅通知書の交付	必ずしも、児童手当支給事由消滅通知書を交付していない。 (出向のケースは交付しない。希望者にしか交付しない。)	2機関
	児童手当支給事由消滅通知書を退職後15日以内に交付できていない。 (対象者が多い4月異動時は、交付が遅れる。交付事務処理を月1回しか行っていない。)	2機関
手続の周知	15日特例を周知することとしていない。	5機関
	当該機関のイントラネットに周知文書を掲示するのみ	2機関
	口頭で周知しているのみ	7機関

【参考】 公務員以外の者が転居して児童手当の認定者が変わる場合には、一般的に、転出元の市区町村及び転入先の市区町村で、計2回、児童手当関係手続の周知が行われる。



○当省に相談後、訴訟が提起され和解金が支払われた例

当省へ相談（公務員退職時に、所属庁から市区町村に児童手当の認定請求が必要であることが周知されず、不支給期間が発生）し、その後、相談者が所属庁を相手方として訴訟を提起し、和解金が支払われた。

○5市の児童手当担当者へのヒアリング結果（本件と同様の事例の把握状況）

- ・ 年間10件～20件程度で、毎年発生している。
- ・ 年間10件程度で、毎年発生している(2市)。
- ・ 年間10件未満
- ・ 年間5件程度で、毎年発生している。

○市のコメント

- ・ 公務員の退職時に、所属庁が児童手当の認定請求手続を十分周知していないことによるトラブルが続いている。
所属庁による退職者への当該手続についての周知・説明が徹底されることが望まれる。
- ・ 公務員が非公務員になる場合、児童手当受給者が市に認定請求を行うまで、市は、所属庁が支給停止したことが分からず、受給者に不支給期間が生じやすい。

(3) 児童手当の認定請求手続が退職後15日を超過した場合の取扱い(15日特例の解釈)

○内閣府の説明

- ・ 所属庁が退職者に対して、児童手当支給事由消滅通知書を交付しなかったり、市区町村への認定請求手続が必要となることについて周知を行わなかったため、退職後に同手当の不支給期間が生じたとしても、現行制度上、救済措置はない。
- ・ 15日特例に規定されている「災害その他やむを得ない理由で認定請求できなかった場合」とは、「台風、火災等の災害、交通事故、急病等の事故があったため、認定の請求ができなかったことが客観的にみて容認できる場合」であり、所属庁による手続の周知不足などの事務処理上の不備のケースは該当しない。

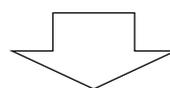
《参考》 他制度における事務処理誤り等があった場合の救済措置

○税務職員による誤指導

国税庁は、「税務職員による誤指導や、振替納付に係る納付書の送付漏れ等により、納税者による納税申告や納税が遅れた場合」について、法令により、延滞税の免除に係る救済措置を設けている。

【国税通則法第63条第6項、国税通則法施行令第26条の2】

火薬類の爆発、交通事故その他の人為による異常な災害又は事故により、納付すべき税額を申告又は納付できない場合、その災害又は事故が生じた日から、これらが消滅した日以後7日を経過した日までの期間の延滞税を免除することができる。



上記の「人為による異常な災害又は事故」について、国税庁が発出した法令解釈通達では、以下のようなケースなどが該当するとされている。

○ 誤指導(以下のいずれにも該当する場合)

- ・ 税務職員が納税者から十分な資料の提出があつたにもかかわらず、納税申告又は源泉徴収に関する税法の解釈又は取扱いについての誤った指導を行い、かつ、納税者とその誤指導を信頼したことにより、納付すべき税額の全部又は一部につき申告又は納付することができなかつたこと。
- ・ 納税者とその誤指導を信じたことにつき、納税者の責めに帰すべき事由がないこと。

○ 振替納付に係る納付書の送付漏れ等

納税者から口座振替納付に係る納付書の送付依頼がされている国税について、その国税に係る納付書を指定の金融機関へ送付しなかつたこと、その納付書を過少に誤記したこと又は過大に誤記したこと(このため預金不足を生じ振替不能となつたものに限る。)により、納付すべき税額の全部又は一部につき納付することができなかつた場合

5. その他参考情報

【 児童手当の受給状況（関係機関のコメント） 】

○ 児童手当を受給する公務員が退職するのは、通常の退職よりも、独立行政法人や民間企業等への出向によるケースが多い。

○ 自治体では、非常勤職員等が児童手当を受給するケースは少ない。

（理由）勤務期間が短いなどにより支給対象外。非常勤職員に女性が多く、収入が多い夫が受給

※ ただし、今後は、児童手当の受給資格を有する非常勤職員等が増加する可能性がある。

- ・ 地方公務員の臨時的任用職員や一般職の非常勤職員は、任期が明確にされないまま、短期間の任用が繰り返されるケースも多いとみられる。
平成29年5月に公布された地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律では、①臨時的任用の厳格化、②一般職の非常勤職員の採用・任期の明確化が図られることとなった。
- ・ 平成28年5月に、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）が改正され、今後、同法人の業務に、転入届、住民票の写しの交付請求の受理等のいわゆる窓口関連業務が追加される予定であり、自治体職員が同法人へ異動するケースも生じると思われる。

国民健康保険高齢受給者証のサイズ変更 及び国民健康保険被保険者証との一体化

1 相談内容

国民健康保険の被保険者は、医療機関において診療を受ける際に、窓口で国民健康保険被保険者証（以下「被保険者証」という。）を提示しなければならない。さらに、被保険者のうち70歳以上75歳未満の者は、被保険者証とともに国民健康保健高齢受給者証（以下「高齢受給者証」という。）を提示する必要がある。

被保険者証と高齢受給者証は、どちらも同じ保険者（地方公共団体）から交付されているにも関わらず、異なるサイズで別々に交付されているため、以下のような不満がある。

- ・ はがきサイズの高齢受給者証は、財布等に入らず、携帯に不便である。
- ・ 被保険者証と高齢受給者証を別々に管理すると、紛失のリスクが高まる。
- ・ 紙製の高齢受給者証は、使用している間に損傷しやすい。

そのため、高齢受給者証を被保険者証と同じサイズにしてほしい。さらに、可能であれば、被保険者証と高齢受給者証を一体化して1枚のカードにしてほしい。

〔平成26年度以降、5管区行政評価局・事務所（山形、栃木、神奈川、近畿、兵庫）で同内容の相談を受付。また、4県（栃木、神奈川、奈良、福岡）の行政相談委員から同内容の行政相談委員意見の提出あり。〕

2 被保険者証と高齢受給者証の比較

	被保険者証	高齢受給者証		
交付対象	国民健康保険の被保険者 (平成13年4月～ 個人ごとに交付)	国民健康保険の被保険者のうち、70歳以上75歳未満の者 (平成14年9月～ 個人ごとに交付)		
有効期限	保険者によって区々 (4/1～3/31、11/1～10/31など。期間は、おおむね1年間。)	8月1日～翌年の7月31日 (全市町村一律。一部負担金割合の算定期限(国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項)に合わせるため)		
様式	国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号) 様式第1号(平成13年4月～)	様式第1号の4(平成14年9月～)	様式第1号の5(平成14年9月～)	
	大きさ	カードサイズ (縦54mm×横86mm)	はがきサイズ (縦128mm×横91mm)	カードサイズ (縦54mm×横86mm)
	材質	プラスチックその他の材料で使用に十分耐え得るもの	規定なし	プラスチックその他の材料で使用に十分耐え得るもの

- ・ 高齢受給者証の様式は2種類あり、保険者がいずれかを選択
ただし、被保険者証に高齢受給者証を兼ねる旨を明記した場合、高齢受給者証は交付しなくても可(施行規則第7条の4第1項。平成14年9月の規則改正により規定)
- ・ 被保険者証及び高齢受給者証の交付は自治事務

〈参考〉 関係法令

○ 国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)

(被保険者証及び被保険者資格証明書の交付)

第6条 市町村は、世帯主に対し、その世帯に属する被保険者に係る様式第1号による被保険者証を交付しなければならない。この場合において様式第1号による被保険者証は、その世帯に属する被保険者ごとに作成するものとする。

(高齢受給者証の交付等)

第7条の4 市町村は、法第42条第1項第3号又は第4号に掲げる場合に該当する被保険者の属する世帯の世帯主に対し、様式第1号の4又は様式第1号の5による一部負担金の割合を記載した証(以下「高齢受給者証」という。)を、有効期限を定めて交付しなければならない。ただし、被保険者証に一部負担金の割合及び高齢受給者証を兼ねる旨を明記した場合は、この限りではない。

○ 国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)

(一部負担金に係る所得の額の算定方法等)

第27条の2 法第42条第1項第4号の規定による所得の額の算定は、当該療養の給付を受ける日の属する年の前年(当該療養の給付を受ける日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年。以下この項において同じ。)の所得について行うものとし、その額は、第1号に掲げる額(当該療養の給付を受ける日の属する年の前年の12月31日現在において世帯主であつて、同日現在において当該世帯主と同一の世帯に属する年齢19歳未満の被保険者で同年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。))が38万円以下であるもの(第2号において「控除対象者」という。)を有するものにあつては、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除した額)とする。

3 当室の調査結果

国から自治体への通知

厚生労働省から全国の都道府県に対し、施行規則で、被保険者証と高齢受給者証の一体化が可能とされていることに留意し、市町村等に周知徹底するよう通知（平成14年）

○ 健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国民健康保険関係法令の改正及び施行上の留意事項について

〔平成14年9月24日保国発第0924001号都道府県民生主管部(局)長あて厚生労働省保険局国民健康保険課長通知〕

（国民健康保険法、同法施行令及び同法施行規則の）実施に当たっては、更に左記の事項に留意の上、貴都道府県内市町村等関係方面への周知徹底に遺憾なきよう配慮されたい。

I 改正内容及び留意事項

第1 一部負担金に関する事項について

2 高齢受給者証の交付事務

(5) 被保険者証をカード様式としている保険者にあつては、被保険者証に一部負担金の割合及び高齢受給者証を兼ねる旨を明記することにより、高齢受給者証の交付に代えることも可能であること。

高齢受給者証のカードサイズ化等の実施状況

- ・ 抽出した2県の103市町村のうち、
21市町村(20.4%)が、被保険者証と高齢受給者証を一体化
- ・ 厚生労働省は、高齢受給者証のカードサイズ化や被保険者証との一体化を行うか否かは、保険者の判断に委ねるとしている。

〈参考〉後期高齢者医療制度

- ① 様式(高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号))
様式第一号(カードサイズ)又は様式第二号(はがきサイズ)のいずれかを保険者(都道府県広域連合)が選択
- ② 有効期限
8月1日～翌年の7月31日(全国一律)

広域化における高齢受給者証のカードサイズ化等の検討状況

任意に抽出した21都道府県のうち、平成30年度からの国民健康保険事業の広域化(次ページ参照)等に伴い、高齢受給者証のカードサイズ化や被保険者証との一体化の実施の是非を検討している都道府県が15、検討を予定している県が1ある。

しかし、21都道府県のうち、カードサイズ化や一体化を実施しないと判断した都道府県が5、検討そのものを行っていない府県が5ある。

〈参考〉 国民健康保険事業の広域化

国民健康保険の運営には以下の問題あり。

- ① 保険給付は全国共通であるにも関わらず、市町村ごとに保険料が異なり、不公平感がある。
- ② 市町村によって保険料徴収や保険給付などの事務処理の実施方法にばらつきがあり、効率的な事業運営につながりにくい。



平成30年度から、都道府県が、市町村とともに国民健康保険の運営を担い、国民健康保険の財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの事業運営において中心的な役割を担う。

(「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第31号))



都道府県は、都道府県内の市町村が国民健康保険事業の広域化や効率化を推進できるよう、平成29年度内に統一的な国民健康保険の運営方針を定める。

国民健康保険事業を効率化するための取組の1つとして、被保険者証と高齢受給者証の一体化について検討している都道府県あり。

(都道府県国民健康保険運営方針策定要領(厚生労働省)を基に作成)

カードサイズ化及び一体化への消極的意見

前述の21都道府県は、高齢受給者証のカードサイズ化や被保険者証との一体化について、市町村から以下のような意見が挙がっているとしている。

- ・ 両証の有効期限が異なる場合、一体化すると交付事務が一時期に集中し、体制の確保が困難。
- ・ 高齢受給者証をはがきサイズからカードサイズにすると、記載事項の文字サイズを小さくせざるを得ず、高齢者にとって文字が読みづらくなる。
- ・ カードサイズ化や一体化にはシステム改修費が必要となるが、国からの財政措置もなく、捻出が困難。

一体化を実施した市町村の意見

当室が、高齢受給者証と被保険者証を一体化している4市にヒアリングしたところ、以下のような意見が聞かれた。

- ・ 被保険者証と高齢受給者証の作成・発送等が1回で済むこととなり、経費削減につながった。
- ・ 高齢受給者証に記載していた事項の文字サイズが小さくなったことについて、不満の声は寄せられていない。
- ・ 市町村に対し、一体化に伴うシステム改修費を補助している都道府県がある。

4 参考情報

被保険者証の個人カード化

従来の被保険者証は、はがきサイズ・世帯ごとの交付



被保険者等の利便性の向上等を図るため、
平成13年度より、カードサイズ・被保険者及び被扶養者ごとの交付

(健康保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成13年厚生労働省令第12号))

ただし、被保険者証の更新時期、保険者の財政状況を考慮し、当分の間、現行様式との併存を認めている。

(健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行について(平成13年2月14日保発第35号都道府県知事あて厚生労働省保険局長通知))

当省の調査結果では、現在もカード化を未実施の市町村あり。

マイナンバーの活用

厚生労働省は、今後、国民健康保険の被保険者情報とマイナンバーをひも付けすることにより、医療機関の窓口で、被保険者証や高齢受給者証の代わりにマイナンバーカードを提示して診療が受けられるようにする予定。

〈スケジュール〉(マイナンバー利活用推進ロードマップ(平成29年3月))

平成29年度：システムの開発に着手

30年度：段階的に運用開始

32年：本格運用を開始